

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学	
件名	令和5年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱について			
	区分		1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則 東大和市立児童館条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>学童保育所の待機児童対策として、平成20年度から実施している東大和市ランドセル来館事業を引き続き令和5年度においても実施するため、要綱を制定するものである。</p> <p>(2) 変更点</p> <p>①年度を改める。</p> <p>②ランドセル来館事業の対象者として、新たに配偶者が死亡、離別その他の理由により不存在の保護者が求職を行う児童を追加する。なお、利用期間は1年度につき1回、原則として1か月、最長2か月とする。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>就労等で放課後の児童の保育をできない保護者が、学童保育所とランドセル来館の利用しやすい方の事業を選択して利用することができ、利便性が向上する。</p>				
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 当事業は、平成20年度から学童保育所の待機児童対策として、児童館や小学校の教室を一時利用して実施している。また、平成31年度からは、子どもや保護者のニーズにあわせ、学童保育所入所申請を経ずに選択して利用できるようにしている。</p> <p>(2) 令和4年10月28日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、関連事務を速やかに進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。